

野田市手数料条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和5年12月15日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第38号

野田市手数料条例の一部を改正する条例

野田市手数料条例（昭和51年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の1の1の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表の1の6の項中「閲覧」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同項を同表の1の8の項とし、同表の1の5の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同表の1の7の項とし、同表の1中4の項を5の項とし、同項の次に次のように加える。

6 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円
---	--------------------------

かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書
の請求を行う場合における当該発行を
除く。)

別表の1の3の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」
を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事
項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表
の1の4の項とし、同表の1の2の項の次に次のように加える。

<p>3 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づき戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び6の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別 符号1件につき 400円</p>
--	--------------------------------------

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。